

1 趣旨

- 令和2年度に「長野県家庭的養護推進計画」の全面見直しを行い、「長野県社会的養育推進計画」を策定。
- その後、令和4年2月に国において社会的養育専門委員会報告書が取りまとめられ、同年6月に児童福祉法の改正が行われた。
- 本県でも令和2年度に発生した重大被措置児童虐待を踏まえた検証を令和3～4年度に行った。
- こうした動向を踏まえるとともに、現行計画における課題への対応を行うため、計画の見直しを行う。

2 計画期間

	H27~R1	R2~R6	R7~R11
家庭的養護推進計画 (15か年計画)	前期計画	(中期計画)	(後期計画)
社会的養育推進計画 (10か年計画)	前期計画	見直し	後期計画

3 現行計画の進捗状況等

- 既に達成又は達成に近づきつつある取組がある一方で、現行計画期間内での達成が厳しい取組もある
- 未達成の取組については、その要因を分析するとともに、目標達成に向けた取組を検討する

	R6目標	R1	R4
子育て世代包括支援センター設置市町村数	77	36	77
里親・FHへの委託児童割合(%)	23.8	16.1 (H30)	19.6

4 計画への主な記載項目等(案)

(1)記載項目

現行計画	
①	長野県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
②	子ども自身がもつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー)
③	一時保護改革に向けた取組
④	市町村の児童家庭相談体制の強化
⑤	児童相談所の強化
⑥	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築
⑦	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
⑧	里親等への委託の推進
⑨	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
⑩	子どもの自立支援の推進
⑪	子どもの養育を地域で支えるための人材育成
⑫	計画の推進体制及び留意事項

見直し後計画(検討案)	
①	長野県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
②	当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)
③	市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
④	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
⑤	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
⑥	一時保護改革に向けた取組
⑦	代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
⑧	里親等への委託の推進に向けた取組
⑨	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
⑩	社会的養育自立支援の推進に向けた取組
⑪	児童相談所の強化等に向けた取組
⑫	障害児入所施設における支援
⑬	子どもの養育を地域で支えるための人材育成
⑭	計画の推進体制及び留意事項

(2)記載事項

- 現行計画の達成見込・要因分析等
- 資源の必要量・現在の整備・取組状況・整備すべき見込量等
- 「整備すべき見込量等」についての整備・取組方針等

5 見直しの進め方等

- 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画見直しの審議を行う
- 審議に当たっては、当事者である社会的養育下にある子ども等からの意見聴取を行う

R5年度			R6年度											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
分科会②			分科会①			分科会②			分科会③			分科会②		報告・答申
課題整理・現行計画検証			目標値・施策検討			骨子案			原案			計画案		策定

H27.3 「長野県家庭的養護推進計画」策定

「家庭的養護の推進」を大きな方向性として、県として目指すべき社会的養護のあり方に向け、15年間(H27～R11)の具体的な整備量目標と施策の方向性を明示

H28.5 児童福祉法改正

児童が権利の主体であることを位置づけるとともに、国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として、必要な以下の措置を講ずることが明記

- 児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援
- 家庭における養育が適当でない場合、養子縁組、里親等への委託を推進
- これらが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等の小規模グループケアなどの「良好な家庭的環境」で養育

H29.8 「新しい社会的養育ビジョン」

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(厚生労働省設置)において、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程が提言

- 市町村における子ども家庭支援体制の構築
- 里親への包括的支援体制の構築
- 児童の自立支援 など

H30.7 都道府県社会的養育推進計画の策定要領

改正児童福祉法等の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定することが、厚生労働省から求められる

R2.6 「長野県社会的養育推進計画」策定

平成28年の改正児童福祉法等の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、全ての子ども及びその家族を社会全体で支えていく取り組みを推進するため、「長野県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し10年間(R2～R11)の施策の方向性と目標値を明示

R4.2 「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書」

国の専門委員会において、以下の方向性による制度見直しが求められた

- 支援を確実に提供する体制の構築
- 安心して子育てができるための支援の充実
- 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上
- 上記を実現するための基盤整備

R4.6 児童福祉法改正

R4.2の国の専門委員会による報告書を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備 等

R5.9 次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理

国のこども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会にて、見直しの方向性が提示

- 各資源についての整備目標の設定
- 適切な評価指標の設定・PDCAサイクルの効果的な運用等
- 改正児童福祉法の内容を踏まえた見直し

R5年度中 次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領(予定)

R7.3 「長野県社会的養育推進計画(後期計画)」策定(予定)